

議案第79号

加西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

加西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(加西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 加西市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

使用時間 区分	9時から13時まで	13時から18時まで	18時から22時まで
大会議室兼体育室	1時間につき800	1時間につき900	1時間につき1,100
大会議室兼体育室 (フロア)	1時間につき330	1時間につき320	1時間につき420

」を

「

大会議室兼体育室	1時間につき 1,100
大会議室兼体育室 (フロア)	1時間につき 800

」に改める。

(オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第2条 オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例（昭和62年加西市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「研修室1」を「交流ルーム」に、「研修室2」を「研修室1」に、「研修室3」を「研修室2」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

体育室使用料（円）

区分		9時から22時まで
個 人	一般	1時間につき 100
	小人（中学生以下）	1時間につき 50
団 体	全館	1時間につき 1,000
	半館	1時間につき 500

備考 個人が使用する場合でも、全館及び半館を専用するときは、団体扱いとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

テニスコート使用料（円）

区分	金額
1面	1時間につき 400

（加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年加西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

使用時間 区分	9時から13時まで	13時から18時まで	18時から22時まで
多目的ホール	1時間につき800	1時間につき900	1時間につき1,100
多目的ホール（フロア）	1時間につき330	1時間につき320	1時間につき420

」を

「

多目的ホール	1時間につき 1,100
多目的ホール（フロア）	1時間につき 800

」に改める。

（加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正）

第4条 加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例（平成5年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

加西テニスコート	(1) 一面	〃	700円
	(2) 照明 一面	〃	500円

」を

「

加西テニスコート	(1) 一面	〃	500円
	(2) 照明 一面	〃	500円

」に、

「

多目的グラウンド	(1) グラウンド	無料
----------	-----------	----

」を

「

多目的グラウンド	(1)コートA、B、C	1コート 1時間につき	1,000円
	(2)コートD	1時間につき	800円
	(3)南半分(コートA +コートB)	〃	2,000円
	(4)北半分(コートC +コートD)	〃	1,800円
	(5)全面	〃	3,800円
	(6)照明	1コート1時間につき	600円

」に、

「

グリーンスポーツ広 場 アクアスカさい	(1) グラウンド	無料	
	(2) 照明	1時間につき	1,200円
	(3) 更衣室(シャワー 含む)一室	1回につき	1,200円
加西南テニスコート	(1) 一面	1時間につき	600円

」を

「

グリーンスポーツ広 場アクアスカさい	(1) グラウンド半面	1時間につき	1,000円
	(2) 〃 全面	〃	2,000円
	(3) 照明	〃	1,200円
	(4) 更衣室(シャワ ー含む)一室	1回につき	1,200円

加西南テニスコ ト	(1) 一面	1時間につき 400円
--------------	--------	-------------

」に改める。

(加西市立善防公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 加西市立善防公苑の設置及び管理に関する条例(平成7年加西市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

使用時間 区分		9時から13時まで	13時から18時まで	18時から22時まで
多目的ホール		1時間につき 860	1時間につき 870	1時間につき 1,050
部 分 使 用	ステージ	1時間につき 360	1時間につき 370	1時間につき 450
	スポーツフロ ア全面	1時間につき 500	1時間につき 500	1時間につき 600
	スポーツフロ ア半面	1時間につき 260	1時間につき 270	1時間につき 320

」を

「

多目的ホール		1時間につき 1,300
部 分 使 用	ステージ	1時間につき 300
	スポーツフロア全面	1時間につき 1,000
	スポーツフロア半面	1時間につき 500

」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の使用料に関する規定は、平成26年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(審議資料)

公共料金見直しに伴い、市内体育施設等の料金体系の統一、テニスコート使用料の近隣市との均衡及び芝を敷設し整備したグリーンスポーツ広場と多目的グラウンドの料金設定を行うもの。

**【概要】**

- ・公民館体育室等 1時間につき 1,000～1,300 円
- ・テニスコート 1時間につき 400～500 円
- ・グリーンスポーツ広場 1時間につき全面 2,000 円
- ・多目的グラウンド 1時間につき全面 3,800 円

**【対象条例】**

- ①加西市公民館の設置及び管理に関する条例
- ②オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例
- ③加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
- ④加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例
- ⑤加西市立善防公苑の設置及び管理に関する条例